

令和6年第4回（7月）大潟村議会臨時会会議録

1. 開議日時 令和6年7月2日（火）午前10時00分～午前10時20分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本 正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原 史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川 渕 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第47号 損害賠償の額の決定について

議案第48号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和6年第4回大潟村議会臨時会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、菅原史夫さんと、8番、戸部

誉さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第47号「損害賠償の額の決定について」及び、日程第4、議案第48号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

本日、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しております案件は、「損害賠償の額の決定について」及び「一般会計補正予算案」の2件であります。

それでは、提出案件についてご説明申し上げます。

議案第47号「損害賠償の額の決定について」は、5月3日に発生した交通事故の損害賠償額の決定について、大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」についてですが、中学校費において、第90回記念全県少年野球大会への出場に伴う全校応援に必要なバスの借り上げ料として66万3千円を計上するものです。

補正総額は66万3千円で、補正後の予算総額は46億972万4千円となっております。なお、補正の財源は、前年度繰越金に求めたところであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書並びに関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

次に、生活環境課長より説明を求めます。

薄井生活環境課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

それでは私の方から、議案第47号について補足説明を申し上げます。

議案書の表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。議案第47号「損害賠償の額の決定について」でございます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求めるものでございます。

相手方は、

住所 大潟村

氏名 個人

損害賠償額は101万4,541円でございます。

事案の概要といたしましては、令和6年5月3日、金曜日、午前11時40分頃、簡易水道施設における休日等日直業務従事者が、簡易水道施設巡回のため公用車を運転し浄水場に戻る途中、大潟村字東1丁目1番地先路上の交差点を公用車で右折する際に、右折進入した道路上で対向車線にはみ出し、対向車線の一時停止線で停止していた相手方が乗車している準中型貨物自動車に衝突し、相手方の車両に損傷を与えたものでございます。なお、相手方に負傷はありませんでした。

相手方におかれましては、停止線の前で完全に停止した状態でありまして、過失はなく、過失割合は村側が100%となっております。なお、損害賠償額の内訳でございますが、車両修繕費が65万8,691円、代車費用が12万4,850円、レッカー費用が23万1千円となっております。

提案理由でございますが、損害賠償の額の決定（50万円以上）につきまして、大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例第7条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることによるものでございます。

補足説明は、以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

暫時、休憩いたします。

（午前10時07分）

（午前10時07分）

再開いたします。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

48号の一般会計補正予算について、質問をさせていただきます。

今回、中学校の野球部の全県大会出場ということで、その全校応援ということで、ぜひ、小さい学校ですので全員で応援してあげられればなというふうに考えております。

1点ですけれども、今回、全県大会、団体としては野球部のみかと思っておりますけれど、個人も出場していると思えますし、今後、文化部等でも全県大会はどうなるかという、まだ

地区大会も始まっていませんけれども、そういった形があると思います。その中で今回、野球部のみ、今回の補正予算で全県大会の全校応援をすると決めた経緯、また他の部活動をどのように捉えているのかということをお1点教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田正人】

黒瀬議員の質問にお答えいたします。

今回、全県大会での全校応援を決めた経緯でございますけれども、前回出た2年前ですけれども、そのときはコロナ禍の渦中でもありましたので、大会の本部からも全校応援というのは禁止、グラブの応援も禁止という状況だったのですけれども、今回はそういったことも解除になりましたし、議員おっしゃるとおり、小規模校ですので全体で応援して学校の一体感を高めたいという校長の意向もありまして、今回補正をお願いしたところであります。

野球部が全校応援、他の部はどうなのかというところの話になるのですけれども、野球の場合は、他の室内の競技等ですと体育館の規模とかにもよりますし、なかなか全校応援というのが馴染むのかということもあります。あと、やはり野球の場合、どうしても他の部活に比べても特別に見てしまう傾向が全体的にあるのはご承知のとおりだと思いますし、そういったことも含めてだと思います。他の部に関して、全県大会に出場した際はどうかという話ですけれども、そこはまずは校長の意向を聞きながら、そういう希望があればということにはなりますけれども、これまでの流れからするとそういう希望は実際出るのかどうかというと、かなり確率的には低いのかなというふうに感じております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

わかりました。そうするとこれまでは全校応援というのをされたことはないのですかね。そのときの予算の扱いがどうだったのかなということと、今後も全県大会で全校応援を野球はしていくという話であれば、ある程度、出るか出られないかというのはあるのでしょうか、当初の段階である程度見込むという形は検討されず、やはりその都度、大会が起こってからという形になるのか、その点を教えていただければというのが1点。

あと、先ほどの答弁にあった、野球を特別視しているというのは確かにそのとおりなのですが、果たしてそれが教育上いいことなのか。そしてさらに、それは校長の意向も学校側の意向もあるのでしょうか、それを予算という形で当局が追認して、野球のみ出すという形が望ましいのか、その点はどのようにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田正人】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

質問２点あったのですけれども、最初の方を私がお答えさせていただきます。

今後の予算対応についてなのですけれども、選手の大会派遣の予算については、生徒派遣費補助金というもので当初予算で見込んでおります。それは、まずは対象としては予選と全県大会まで行けるような予算ということで、当初予算に計上しております。ただ、今回のように応援だとかそれ以外の部分については不確定要素もありますし、学校の意向もあってからの予算になりますので、当初予算で計上するというのはなかなかないのかなというふうに思っていますので、今後についてもこれまでどおり、こういった形での補正予算ということになっていくかなというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

黒瀬議員の質問にお答えしますが、後段の方の２番目の質問についてお答えしたいと思います。

野球部が全校応援でというようなお話がありました。今回、中学校の男鹿潟上南秋総合体育大会を終えた後、学校長の方からの要望がありまして、全校応援はどうかというような話がありました。その際に学校長との話し合いの中で、学校の教育目標でもある「高い志と思いやりの心をもち」という部分と、また、学校長がいう目指す生徒像の中の「思いやりの心を持ち、仲間と共に励む生徒」を目指したいというような話がありました。その話の中に、さらに３年生または生徒会で、今回の総体の際で大会、部活動を終えた生徒からも、ぜひみんなでひとつになって応援したいという要望があったという声もありました。子どもたちが地区の総体を終わって一区切りしたわけなのですが、今回の全県大会出場を機に全校がまたひとつになって活動する機会もできるということで、愛校心だったり、村への愛着心だったりを育むことができるというような趣旨の話があり、教育委員会でもそれを踏まえて検討したところであります。

また、卓球、それから水泳で、卓球は女子が全県大会、それから個人と、それから水泳の個人も全県大会に出場するわけですが、これを全校応援するということには、なかなか難しい状況にあるかと思えます。試合時間だったり、会場の規模だったりがあるので、全県大会に出場する生徒については、全県大会前の激励会等で全校で激励するというような形をとるというふうに聞いています。そのようなことで今回の野球の全校応援を決めた次第でありました。予算を計上した次第でありました。

また、この他、文化的な活動も全県大会等があるかと思います。吹奏楽での全県大会等も声を出して応援するということはできませんので、個人的にみんなで聴きあうということとはする予定であるということは伺っています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第47号「損害賠償の額の決定」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第4回大潟村議会臨時会を閉会します。

(午前10時20分)